

令和7年第3回臨時会

白馬村議会議録

令和7年5月9日 開会

令和7年5月9日 閉会

白馬村議会

令和7年第3回白馬村議会臨時会議事日程

令和7年5月9日（金）午後3時00分 開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和7年5月9日

至 令和7年5月9日

追加日程第 4 諸般の報告

追加日程第 5 副議長の選挙

追加日程第 6 常任委員の選任

追加日程第 7 議会運営委員の選任

追加日程第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 9 北アルプス広域連合議会議員の選挙

追加日程第 10 白馬山麓事務組合議会議員の選挙

追加日程第 11 議席の一部変更

追加日程第 12 同意第3号 白馬村監査委員の選任について

追加日程第 13 議案第37号 物品の取得について

追加日程第 14 議案第38号 物品の取得について

令和7年第3回白馬村議会臨時会（第1日目）

1. 日 時 令和7年5月9日 午前10時00分より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
健康福祉課長	工藤弘美	会計管理者会計室長	松澤孝行
参事兼建設課長	矢口俊樹	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	廣瀬昭彦
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
教 育 課 長	下川浩毅	子育て支援課長	中村由加
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	総務課長補佐兼総務係長	今井志保

6・欠席した職員

なし

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊社

8. 本日の日程

7. 本日の日程

1) 仮議席の指定

2) 議長の選挙

3) 議席の指定

4) 会議録署名議員の指名

5) 会期の決定

- 6) 諸般の報告
 - 7) 副議長の選挙
 - 8) 常任委員の選任
 - 9) 議会運営委員の選任
 - 10) 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
 - 11) 北アルプス広域連合議会議員の選挙
 - 12) 白馬山麓事務組合議会議員の選挙
 - 13) 議席の一部変更
 - 14) 同意第 3号 白馬村監査委員の選任について
 - 15) 議案第37号 物品の取得について
 - 16) 議案第38号 物品の取得について
9. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 同意第 2号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 2. 議案第37号 物品の取得について
 3. 議案第38号 物品の取得について

開会 午前10時00分

議会事務局長（太田俊祉君） おはようございます。事務局長の太田です。

本日は、白馬村議会議員一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行なうことになっております。出席議員の中で鈴木 均議員が年長の議員ですので、ご紹介いたします。鈴木 均議員は議長席へお着きください。

1. 開会宣告

臨時議長（鈴木 均君） おはようございます。鈴木 均でございます。ただいまご紹介いただきました。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長の選挙が終わるまで臨時議長として職務を行ないたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和7年第3回白馬村議会臨時会を開会いたします。

なお、行政側、堤住民課長が所要のため欠席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。よろしく願いします。

2. 議事日程の報告

臨時議長（鈴木 均君） 本日の議事日程は、お手元に配付してある資料のとおりであります。よろしいでございますか。

△日程第1 仮議席の指定

臨時議長（鈴木 均君） 日程第1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、現在ご着席の議席を指定をいたします。よろしく願いいたします。

それではここで、丸山村長より初議会にあたりまして招集の挨拶がございます。丸山村長
村長（丸山俊郎君） おはようございます。

令和7年第3回白馬村議会臨時会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、議員の皆さまにおかれましては、この度の白馬村議会議員選挙におきまして、当選の栄誉を得られましたことに対し、心よりお祝い申し上げます。また、本日ここに皆様方と臨時会を開会できますことを大変嬉しく思います。多くの先人たちによって築き上げてこられましたこの白馬村を、持続的に発展させ、誰もが安全に安心して暮らせる村づくりのために、全力を傾注して村政運営にあたる決意でありますので、何卒よろしく願い申し上げます。晴れて村民の代表となられました議員の皆さまにおかれましては、村政を担う車の両輪として活発なご議論をお願い申し上げますとともに、村政運営のご支援並びにご協力をお願い申し上げます。

さて、本村では平成28年に白馬村第5次総合計画を策定し、「白馬村の豊かさとは何か」、「多様であることから交流し、学びあい成長する村」を基本理念に掲げ、各施策を推進してきているところです。こうした中、現計画の期間が今年度をもって終了することから、令和8年度からスタートする新たな総合計画を今年度中に策定いたします。議員の皆さまも課題の一つとしてご認識のことと存じますが、我が国における少子高齢化および人口減少は加速しており、本村も同様の状況でございます。さらにはコロナ禍を経て、インバウンドが回復し、オーバーツーリズムに近い状態となり、村民の皆さまへの生活の影響や環境への負荷が懸念されます。また、地震や地球温暖化に起因する風水害などの災害多発期ともいえる激動の時代を迎えております。これらに対応するために、我々は持続可能かつ強靱な街づくりを一層強化しなければなりません。また、これからの時代は真に幸福度の高い社会の実現が求められています。かつて幸福度は、経済発展に大きく起因するものと考えられてきましたが、それには終始貫徹するものではなく、これからは住民一人ひとりの生きがい、地域での人とのつながりでの再構築などに視点をあてながら、幸福度の向上に寄与できるようなサポートをしていく必要があると感じております。そして、こうした趣旨をすべての村民の皆さまと共有し、共に街づくりを行なっていく必要があると考えております。議員各位には村民の安全安心な暮らしと、住みよい村づくりを実現するため行政と議会が共に手を携え、一体となって村づくりに邁進できますよう、改めてお願いを申し上げます。

本臨時会に付議する案件は、これからの議会運営に必要となります議長、副議長の選挙、各常任委員会委員の選出、議会選出の監査委員の選任同意の人事案件に加え、物品の取得に関する議案であります。慎重なご審議をいただき、円満なる議決がなされますようお願い申し上げます。簡単ではございますが初議会招集にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

△日程第2 議長の選挙

臨時議長（鈴木 均君） それでは引き続き、日程第2 議長の選挙を行ないます。

お諮りいたします。議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に従いまして指名推薦により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（鈴木 均君） 異議なしと認めて進めます。よって、議長の選挙は指名推薦により行うことに決定をいたします。

続いてお諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（鈴木 均君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することを決定をいたしました。議長に第11番、太田伸子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました太田伸子議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。決定をいたします。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(鈴木 均君) ありがとうございます。よって、ただいま指名いたしました第11番、太田伸子議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました第11番、太田伸子議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。

ここで議長当選された第11番、太田伸子議員から議長就任のご挨拶をいただきます。議長、よろしく申し上げます。太田議長。

第11番(太田伸子君) ただいま臨時会において、議長にご推挙いただきましたことは大変光栄に存じますと共に責任の重大さを痛感しているところでございます。4月15日告示の村議会選挙では白馬村初めての定員割れとなり、無投票となりました。村民の皆さまからは議会に対して、厳しいご評価をいただくことと議員一同覚悟して任期満了まで努めなければなりません。この議会では新人が6名となり、新しい視点も期待できます。しかし、まずは村のおかれている状況をしっかりと把握し、行政と共に白馬村が前進できますよう、精進して参ります。高齢者から子どもまで全ての村民が笑顔で集える環境づくりを目指します。議会の円滑な運営に務めると同時に、村民の皆さまの付託に応え続けられる議会でありますよう、努力して参ります。任期中、更なるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶をいたします。どうぞ、よろしく申し上げます。

臨時議長(鈴木 均君) 議長就任の挨拶をいただきました。太田議長ありがとうございます。

それではこれもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、議長と交代いたします。ありがとうございます。

議会事務局長(太田俊祉君) それでは太田議長、議長席の方へお願いします。

(臨時議長、議長と交代)

議長(太田伸子君) お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により追加議事日程を追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって追加議事日程を追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

会議規則第22条の規定により追加議事日程を追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。ただいまから資料を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

△追加日程第1 議席の指定

議長（太田伸子君） 追加日程第1 議席の指定を行ないます。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席はただいまご着席の議席をもって議席といたします。

△追加日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 追加日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第1番、丸山宏充議員、第2番、太田 学議員、第3番、鈴木 均議員、以上3名を指名いたします。

△追加日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 追加日程第3 会期の決定を議題といたします。

会期は会議規則第5条の規定により、会期の初めに議会の議決で定めることとされています。通常の場合は事前に議会運営委員会を開催し、審議後、本会議に諮って決定しておりますが、一般選挙後最初の議会でありますので、そのような方法がとれません。よって、これより決定したいと思います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りの1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りの1日間と決定いたしました。

△追加日程第4 諸般の報告

議長（太田伸子君） 追加日程第4 諸般の報告をいたします。監査委員から令和7年3月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

△追加日程第5 副議長の選挙

議長（太田伸子君） 追加日程第5 副議長の選挙を行ないます。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に第7番、丸山和之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました丸山和之議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第7番、丸山和之議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました第7番、丸山和之議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ここで副議長に当選されました第7番、丸山和之議員から副議長就任のご挨拶をいただきます。第7番、丸山和之議員。

第7番(丸山和之君) ただいま副議長にご推挙いただきました丸山和之です。

責任の重さを感じながら、しっかり務めてまいりたいと考えております。今回のような選挙のかわちになってしまったことに対しては、有権者の皆さまの目は厳しいものになると思っております。議長をしっかりサポートしながら、車の両輪の一部として村がしっかりと前進できるよう努力して参りたいと考えております。皆様のご指導ご鞭撻をよろしく願ひいたします。

議長(太田伸子君) ただいまから暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前11時49分

議長(太田伸子) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各課長は途中退席していますので、報告いたします。

△追加日程第6 常任委員の選任

議長(太田伸子君) 日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

この件につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

総務社会委員に、第4番永井勝則議員、第5番酒井 洋議員、第6番内川史朗議員、第8番切久保達也員、第9番伊藤まゆみ議員、第11番太田伸子、以上の6名を指名いたします。

産業経済委員に、第1番丸山宏充議員、第2番太田 学議員、第3番鈴木 均議員、第7番丸山和之議員、第10番松本喜美人議員、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 2時11分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員長、副委員長の互選結果の報告を事務局長に報告させます。

議会事務局長(太田俊社) それでは、ご報告いたします。

総務社会委員会、委員長は8番切久保達也議員、副委員長は5番酒井 洋議員に決定いたしました。

産業経済委員会の正副委員長は、委員長が7番丸山和之議員、副委員長は1番丸山宏充議員に決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長(太田伸子君) ただいま事務局長が報告したとおりに選任されました。

ただいまから暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時12分

議長(太田伸子君) 会議を再開いたします。

△追加日程第7 議会運営委員の選任

議長(太田伸子君) 日程第7 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

この件につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員に、第1番丸山宏充議員、第2番太田 学議員、第7番丸山和之議員、第8番切久保達也議員、第9番伊藤まゆみ議員、以上の5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を議会運営委

員に選任することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時20分

議長（太田伸子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会運営委員長、副委員長の互選結果を事務局長に報告させます。事務局長。

議会事務局長（太田俊祉君） それでは、議会運営委員会正副委員長について互選結果をご報告いただきます。

議会運営委員会委員長は9番伊藤まゆみ議員、副委員長は2番太田 学議員に決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいま事務局長が報告したとおり選任されました。

△追加日程第8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

議長（太田伸子君） 日程第8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員会条例第5条の規定により、議会広報に関しては7名で構成する特別委員会を設置してこれに付託し、調査及び編集等が終了するまで開会中においても継続してこれを行なうことにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、7名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置してこれに付託し、調査及び編集等が終了するまで閉会中においても継続してこれを行なうことに決定いたしました。

広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員に、第1番丸山宏充議員、第2番太田 学議員、第3番鈴木 均議員、第4番永井勝則議員、第5番酒井 洋議員、第6番内川史朗議員、第7番丸山和之議員、以上の7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時28分

議長（太田伸子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議会広報特別委員長、副委員長の互選結果を事務局長に報告させます。事務局長。

議会事務局長（太田俊祉君） それでは、議会広報特別委員会の正副委員長互選結果についてご報告いたします。

議会広報特別委員会委員長は、第2番太田 学議員、副委員長は第4番永井勝則議員に決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいま事務局長が報告したとおり選任されました。

△追加日程第9 北アルプス広域連合議会議員の選挙

議長（太田伸子君） 日程第9 北アルプス広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

北アルプス広域連合議会議員に、第7番丸山和之議員、第8番切久保達也議員、第11番太田伸子、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました議員を北アルプス広域連合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました3名が当選されました。

ただいま北アルプス広域連合議会議員に当選されました議員に対し、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

△追加日程第10 白馬山麓事務組合議会議員の選挙

議長（太田伸子君） 日程第10 白馬山麓事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

白馬山麓事務組合議会議員に、第1番丸山宏充議員、第5番酒井 洋議員、第7番丸山和之議員、第8番切久保達也議員、第11番太田伸子、以上5名を指名いたします。

ただいま議長が指名した議員を白馬山麓事務組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました5名が当選されました。

ただいま白馬山麓事務組合議会議員に当選されました議員に対し、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

△追加日程第11 議席の一部変更

議長（太田伸子君） 日程第11 議席の一部変更についての件を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、第8番切久保達也議員の議席を第7番に、第9番伊藤まゆみ議員の議席を第8番に、第10番松本喜美人議員の議席を第9番にそれぞれ変更いたします。

ただいまから暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 4時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村長から同意案件の申出、議案の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により追加議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、追加議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

これより同意案件の審議に移ります。

△追加日程第12 同意第3号 白馬村監査委員の選任について

議長(太田伸子君) 追加日程第12 白馬村監査委員の選任についてを議題といたします。

第9番松本喜美人議員の退場を求めます。

(第9番 松本喜美人議員 退場)

議長(太田伸子君) お諮りいたします。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、また人事案件でありますので質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行います。

追加日程第12、同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 同意第3号 白馬村監査委員の選任について。次の者を白馬村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

記

1 住 所 北安曇郡白馬村大字神城25531番地

2 氏 名 松本喜美人

3 生年月日 昭和26年5月22日

以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は人事案件ですので、起立によって行ないます。

同意第3号 白馬村監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長 (太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

第9番松本喜美人議員に入場していただきます。

(第9番 松本喜美人議員 入場)

議長 (太田伸子君) 第9番松本喜美人議員、ただいまの同意案件は、同意することに決定しましたので報告いたします。

これより議案の審議に入ります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員、1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△追加日程第13 議案第37号 物品の取得について

議長 (太田伸子君) 追加日程第13 議案第37号 物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長 (太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長 (田中克敏君) 議案第37号 物品の購入についてご説明を申し上げます。

次のとおり、物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得の目的は、令和6年度白馬村避難所環境改善事業エアースタックベッド、間仕切りテントの購入であります。2、取得する物品は、災害用簡易エアースタックベッド600台と空気を充填する手動式ポンプ、電動式ポンプ各120台、間仕切りテント400台であります。3、取得金額は、1,489万4千円であります。4、契約の相手方は長野市三輪8丁目41番15号、有限会社デンダ田、取締役社長、津田 卓であります。

本事業につきましては、令和6年12月17日に成立しました国の補正予算を活用したもので、3月の定例会で補正予算をお認めいただき、全額を令和7年度に繰り越した事業でございます。

契約にあたっては、6社を指名して4月21日に指名競争入札を行なった結果、有限会社デンダが落札し、仮契約を締結しましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行います。議案第37号 物品の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△追加日程第14 議案第38号 物品の取得について

議長（太田伸子君） 追加日程第13 議案第38号 物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克敏君） 議案第38号 物品の購入についてご説明を申し上げます。

本議案も議案第37号と同様に、物品を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得の目的は、令和6年度白馬村避難所環境改善事業冷暖房機器、照明器具、簡易トイレの購入でございます。2、取得する物品はダクトヒーター20台、移動式エアコン5台、非常用照明器具5式、簡易トイレ35台であります。3、取得金額は、1,940万4千円でございます。4、

契約の相手方は長野市稲里町田牧1614番地1、株式会社北信ポンプ長野営業所、代表取締役社長、西沢雅弘であります。

本事業につきましても、令和6年度の繰越事業でございまして、契約にあたり6社を指名して4月21日に指名競争入札を行なった結果、株式会社北信ポンプ長野営業所が落札し、仮契約を締結いたしましたので議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行います。議議案第38号 物品の取得についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第3回白馬村議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時13分